



にほん こうてきいりょうほけん 日本の公的医療保険

こうてきいりょうほけん 公的医療保険

4-2 けんこうほけん 健康保険

かいしゃ じぎょうしょ はたら ひと
会社や事業所で働く人

きんむさき じぎょうしょ かにゆうてつづき
勤務先や事業所が加入手続をする

けんこうほけんしやう こうふ
健康保険証が交付される

けんこうほけんしやう も びやういん い
健康保険証を持って病院に行く

いりょうひ わり じ こふたん
医療費の3割が自己負担
※70歳から 74歳は所得に応じて、1割から 3割。また 0歳から義務教育就学以前の乳幼児は 2割。

ほけんりやう きやうりやう
保険料は給料などによって決まり、
雇い主と加入者で半分ずつ払う
(給料から天引き)

(1) かにゆうたいしやう 加入対象者

(2) かにゆうほうほう 加入方法

(3) ほけんしやう 保険証

しんさつ う 診療を受けるとき

(4) いりょうひ 医療費

(5) ほけんりやう 保険料

4-3 こくみんけんこうほけん 国民健康保険

けんこうほけん かにゆう ひと
健康保険に加入できない人
※在留期間が1年未満の人は除く
(例外あり)

ほんにん がいこくじんとうろく し くちょうそん
本人が外国人登録をした市区町村の
やくしょ い こくみんけんこうほけんたんどうがかり
役所へ行き国民健康保険担当係で
てつづき
手続をする

こくみんけんこうほけんしやう こうふ
国民健康保険証が交付される

こくみんけんこうほけんしやう も びやういん い
国民健康保険証を持って病院に行く

いりょうひ わり じ こふたん
医療費の3割が自己負担
※70歳から 74歳は所得に応じて、1割から 3割。また 0歳から義務教育就学以前の乳幼児は 2割。

ほけんりやう し くちょうそん
保険料は市区町村によって異なり、
しよとく やせいの人数などによって毎年
けつてい せたい にんずう
決定する。決定した保険料は、金融
まかん つう じぶん おき
機関などを通じて自分で納める

※日本の医療機関は、保険が適用される「保険医療機関」とそうでない機関(マッサージ院など)があります。また保険医療機関であっても保険対象外の治療もあります。